第五十六号様式及び第五十七号様式を次のように改める。

第五十六号様式及び第五十七号様式　削除

（地方税法施行規則の一部を改正する省令附則第三条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされた同令による改正前の地方税法施行規則の一部改正）

第二条　地方税法施行規則の一部を改正する省令（令和二年総務省令第九十四号）附則第三条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされた同令による改正前の地方税法施行規則の一部を次のように改正する。

第三条の十四第一項中「第二条第一項第十二号」を「第二条第一項第十号に規定する送電事業（次項及び第六条の二第一項において「送電事業」という。）、同法第二条第一項第十一号の二に規定する配電事業（次項において「配電事業」という。）、同条第一項第十二号」に、「及び次項」を「、同条第一項第十五号の三に規定する特定卸供給事業（次項において「特定卸供給事業」という。）並びに次項及び第六条の二第一項」に改め、同条第二項中「及び特定送配電事業」を「、送電事業、配電事業、特定送配電事業、特定卸供給事業及び第六条の二第一項に規定する事業」に改める。

第四条の七第三号中「掲げる法人」の下に「及び同項第四号に掲げる事業を行う法人」を加える。

第六条の二第一項中「同項第十号に規定する」を削る。

附則第二条の九第一項中「賠償負担金相当金（電気事業法施行規則（平成七年通商産業省令第七十七号）第四十五条の二十一の四第一項第三号に規定する賠償負担金相当金（電気事業法施行規則（平成七年通商産業省令第七十七号）第四十五条の二十一の十第一項第三号に規定する発電事業者で総務省令で定めるものに交付するものにあつては賠償負担金相当金をいう。）の額とし、法附則第九条第二十二項に規定する配電事業者が同項に規定する一般送配電事業者で総務省令で定めるものに交付するものにあつては当該配電事業者が同令第四十五条の二十一の八第一項の規定により当該一般送配電事業者から回収される金銭」に改め、同条第二項中「廃炉円滑化負担金相当金（電気事業法施行規則第四十五条の二十一の七第一項第三号に規定する廃炉円滑化負担金相当金をいう。）」を「同項に規定する廃炉円滑化負担金相当金（電気事業法施行規則第四十五条の二十一の十三第一項第三号に規定する廃炉円滑化負担金相当金をいう。）の額とし、法附則第九条第二十二項に規定する配電事業者が同令第四十五条の二十一の三第一項」を「第四十五条の二十一の九第一項」に改め、同条に次の一項を加える。

４　法附則第九条第二十二項に規定する一般送配電事業者で総務省令で定めるものは、電気事業法施行規則第四十五条の二十一の十第一項及び第四十五条の二十一の十三第一項の通知を受けた電気事業法第二条第一項第九号に規定する一般送配電事業者とする。

附則第二条の九の次に次の一条を加える。

（法附則第九条第二十三項の取引）

第二条の十　法附則第九条第二十三項に規定する特定吸収分割会社と特定吸収分割承継会社との間で行う取引のうち、ガスの安定供給の確保のため必要なものとして総務省令で定めるものは、ガス事業会計規則（昭和二十九年通商産業省令第十五号）附則第四項に規定する特定分割取引であつて、かつ、当該取引に係る収益を同令附則第三項に規定する特定分割取引収益に整理することについて同項の承認を受けた取引とする。

（地方税法施行規則の一部を改正する省令の一部改正）

第三条　地方税法施行規則の一部を改正する省令（令和二年総務省令第九十四号）の一部を次のように改正する。

本則の表改正前欄の地方税法施行規則第三条の三第一号中「含む。）又は」を「含む。）又は」に、「同法第七十五条の二第八項において準用する同法第七十五条第五項」を「同法第七十五条の二第八項において準用する同法第七十五条第五項又は同法第七十五条の二第十一項第二号」を「同条第八項において準用する同法第七十五条第五項」に、「場合を含む。以下この号において「指定等の処分」を「場合又は同法第七十五条の二第十一項第二号の規定によりこれらの指定、これらの指定の取消し若しくはこれらの指定に係る月数の変更がされたものとみなされた場合を含む。以下この号及び第三項において「指定等の処分」に改め、同条に次の二項を加える。

２　通算親法人（法人税法第二条第十二号の六の七に規定する通算親法人をいう。次項において同じ。）に係る前項第一号の規定の適用については、同号中「に係る事業年度終了の日から二十二日」とあるのは、「があつた日から七日」とする。

３　通算親法人に対して提出期限の延長の処分又は指定等の処分があつた場合における法人税法第七十五条の二第十一項第二号の他の通算法人に係る第一項第一号の規定の適用については、同号中「に係る事業年度終了の日から二十二日」とあるのは、「があつた日から七日」とする。

同欄の地方税法施行規則第四条の六の四及び第四条の七の二中「第三十六条の三の二第三項各号」を「第三十六条の四第三項各号」に改める。

附則第二条第一項及び第二項中「部分」の下に「（様式に関する部分を除く。）」を加え、同条第三項中「附則第三条第二十六項」に改め、同条第四項中「附則第三条第二十七項」に改め、同条第五項中「附則第三条第三十一項」を「附則第三条第三十二項」に改め、同条第六項中「附則第三条第三十三項」に改め、同条第七項中「附則第三条第三十八項」に改め、同条第八項中「附則第三条第三十九項」に改め、同条第九項中「附則第五条第十九項」を「附則第五条第二十六項」に改め、同条第十項中「附則第五条第二十七項」に改め、同条第十一項中「附則第五条第二十五項」を「附則第五条第三十二項」に改め、同条第十二項中「附則第五条第三十三項」に改め、同条第十三項中「附則第五条第三十一項」を「附則第五条第三十二項」に改め、同条第十四項中「附則第五条第三十九項」に改める。

附則第三条第一項及び第二項中「部分」の下に「（様式に関する部分を除く。）」を加える。